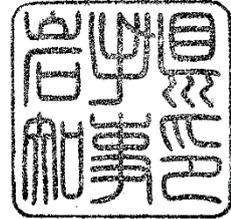


水 振 第 171 号
令和 3 年 5 月 31 日

岩手海区漁業調整委員会
会長 大井 誠治 様

岩手県知事 達増 拓也



知事許可漁業の許可の基準について（諮問）

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 70 条第 1 号及び第 2 号並びに岩手県漁業調整規則（令和 2 年岩手県規則第 66 号）第 4 条第 1 項第 3 号から第 14 号までに掲げる知事許可漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 5 項に掲げる許可の基準を次のとおり定めたいので、同法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 5 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産振興課
漁業調整担当 山根
電話：019-629-5819
F A X：019-629-5824
E-mail：k-yamane@pref.iwate.jp



知事許可漁業の許可の基準について

1 知事許可漁業のうち、「県内者」に対する漁船漁業※の許可の基準について、次のとおり定めるもの。

優先順位	許可の基準（案）
第1位	本漁業の許可を受有する者のうち、本漁業の許可の有効期間内に当該許可による水揚実績がある者
第2位	第1位の基準を満たす者の従事者として、1年（漁業時期）を通して操業経験がある者
第3位	本漁業の許可を受有する者のうち、本漁業以外の漁船漁業※の許可を受有し、当該許可の有効期間内に当該許可による水揚実績がある者
第4位	本漁業以外の漁船漁業※の許可を受有する者のうち、当該許可の有効期間内に当該許可による水揚実績がある者
第5位	第4位の基準を満たす者の従事者として、1年（漁業時期）を通して操業経験がある者
第6位	岩手県の漁船登録を受けた漁船の使用人として登録され、漁業の水揚実績を有する者
第7位	第1～6位に該当しない者
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・第1位に該当する者が許可枠を超えた場合は、水揚実績の多い順とし、同位の場合は生年月日の若い順、更に同位の場合にはくじ引きとする。 ・第2～7位に該当する者が複数の場合は、同位の中で生年月日の若い順。更に同順位の場合は、くじ引きとする。 ・第1～5位の「許可を受有する者」とは、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を公示した日に許可を受有する者とする。

※漁船漁業：岩手県知事が許可する中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、小型まき網漁業、かじき等流し網漁業、流し網漁業、固定式刺し網漁業、船びき網漁業、さんま棒受網漁業、火光利用敷網漁業、すくい網漁業、いか釣り漁業、かご漁業、さけはえ縄漁業及びいるか突棒漁業

2 知事許可漁業のうち、「県外者」に対するかじき等流し網漁業、さんま棒受網漁業、いか釣り漁業及びいるか突棒漁業の許可の基準について、次のとおり定めるもの。

優先順位	許可の基準（案）
第1位	本県知事が許可する本漁業の許可を受有する者又は本県以外の知事が許可する本漁業と同種漁業の許可を受有する者のうち、当該漁業の許可の有効期間内に当該許可による水揚実績がある者
第2位	第1位の基準を満たす者の従事者として、1年（漁業時期）を通して操業経験がある者
第3位	本県知事が許可する本漁業の許可を受有する者又は本県以外の知事が許可する本漁業と同種漁業の許可を受有する者のうち、第1位に該当しない者

第4位	第1～3位に該当しない者
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・第1位に該当する者が許可枠を超えた場合は、本県への水揚実績の多い順とし、同位の場合は生年月日の若い順、更に同位の場合にはくじ引きとする。 ・第2～4位に該当する者が複数の場合は、同位の中で生年月日の若い順。更に同順位の場合は、くじ引きとする。 ・第1位及び第3位の「許可を受有する者」とは、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を公示した日に許可を受有する者とする。 ・第1位及び第3位の同種漁業とは、水産動植物の種類並びに漁具の種類及び漁業の方法が同じ漁業のこととする。